

水島朝穂著

『ベルリン・ヒロシマ通り』

(中国新聞社・一九九四年)

森 英 樹

一 本書を開くと、まず六頁にわたってグラビア写真がある。その中に「旧東ベルリン側から見たブランデンブルク門」というのがあって、著者も写っている。一九七九年

一月撮影とされているから、収録写真の中では一番古い。

この写真を見て、評者には思い出すことがあった。このベルリンへの旅の前か後かは忘れたが、著者が、当時フンボルト奨学研究員としてドイツに滞在中の私を突然訪ねてくれたことがあったからである。私の受入れ先であったハイデルベルク大学法学部にふらりとあらわれ、不在とわかると受付の職員から私の住所と電話番号を聞きだし、夕刻に私の宿舎にやってきて、一宿一飯の客となったのが、若き

日の著者であった。たしか博士課程二年で論文「西ドイツ緊急事態法制の展開」(法時五一巻一〇号・一九七九年)を発表した後、その続編をまとめるための資料を求めての訪独だったと思う。元気のよい、ものおじしなない、貪欲で

好奇心いっぱい、忙しく現れては消えていくという、いかにも彼らしい訪問であった。私のところから、当時ギーン大学教授であったヘルムート・リッター教授の自宅に、これまた突然の電話を入れ、かなりブロークンなドイツ語でアポイントをとっていた場面が、いまでも記憶にある。多少ドイツ語会話に慣れても、電話で話すのはいささかやっかいだと思っていた私には、これはひとつのカルチャー・ショックであった。

本書には帯がついていて、「旅する学者」の平和憲法論」と題した山田洋次監督の一筆がある。ドイツで、といえば、この監督の「寅さん」映画をドイツ語ふきかえて見たことがあった。何作目だったのかも、その内容もすっかり忘れたが、例の「私、フーテンの寅と発します」という決まり文句の「フーテン(瘋癲)」を、Zigeunerとふきかえていたのには、最初は笑ってしまったが、あとで考えさせられたので、よく覚えている。

周知のとおりツイゴイナーとは「ジブシー」のドイツ語だが、ジブシーが Egyptian (エジプト人) を語源とした「エジプトから来た(らしい得体の知れない)人」の意味であるのに対し、ツイゴイナーは、イタリア語のツィンガロとともに、古代ギリシャの「異教徒」を意味するアツィ

ンガニに由来しており、少数者蔑視的ニュアンスがより強くしのびこんでいる。ジブシーの人々は自身を、彼らの言葉では「人間」を意味する *Tom* とか *Tomä* と呼び、ジブシーともツイゴイナーともボヘミアンとも言わない。自らを「ツイゴイナー」とふきかえられた寅さんには、少数者としての哀愁を伝える役まわりがあつたのかもしれない。このツイゴイナーがナチスの手で絶滅政策の対象にされ、五〇万人も処刑された歴史をもつドイツで、寅さんが切つたドイツ語の口上は、観客の笑いの対象にはなりにくかつたろう。

ともあれ、国境を問わない「人間」としてのうめきに敏感な著者が、その感性をアンテナにして、ともすれば政治の奔流の影で見えにくくなりがちな市井の人々の心に自らの心を重ねつつ、歩いた先々で「平和」を考えてきた小論をまとめたのが、本書である。タイトルはメインの話題からつけられているが、旅した先はベルリンだけではない。「平和」を考え行動する人々のいるところ、ドイツの各地から日本の各地に及ぶ。

旅をしながら、社会や政治の表層部に目立つ形で浮かび上がってきた憲法事象を素材にまとめた著作は、これまであまりあつた。そうではなくて、あまり目立ちほしくない

が、平和憲法の精神とその息づかいを同じくする人々の、多くはささいな政治や社会や裁判の動きを敏感にキャッチし、そうした動きを担う——永六輔ふうと言えば——無名人・普通人たちの中にわけ入って、その空気の中で呼吸しながら書かれている点が、本書を生き生きときわだたせている。まことに(憲)法社会学的ルポルタージュと呼ぶにふさわしい。

二 本書は全五章からなるが、タイトルともなつた「第一章 ベルリン・ヒロシマ通り」がやはり格段におもしろい。話しは、旧日本大使館(現・日独センター)前のグラーフ・シュペー通りが一九九〇年九月に「ヒロシマ通り」に、翌月にはこの通りにつながるグラーフ・シュペー橋も「ヒロシマ橋」に改名されたという、ドイツでも日本でもその事実だけがささやかに報道されたできごとを、その背景にわけ入るところから始まる。九〇年夏といえは評者もドイツにいたが、ベルリンの壁崩壊から統一に至る激流のさなかにあつて政治の表層部を追うのに忙しく、このできごとは知らなかった。だが著者は、「なぜ、この時期に、またドイツのベルリンに『ヒロシマ』を冠した通りや橋が生まれたのだろうか」と自問し足を運ぶ。そして、一九八五年にベルリン・ティアガルテン区の「オットー公

園」で市民グループによる平和祭典が開かれ、その時にこの公園を「ヒロシマ公園」に改名するよう提案したのが起点になっていることをつきとめる。

この要求は、「広島・長崎平和都市連合」への区の加盟を求める運動ともなったが、区議会は、この都市連合への加盟を一票差で可決したけれども、改名は可決できなかった。そこでこの市民運動は、「ヒロシマ通り」と「ヒロシマ橋」実現にのりだす。改名実現にまで五年を要するそのプロセスの解明は、区議会議事録や関係者の演説草稿にまで目を通しており圧巻である。なによりもねばり強い市民運動が実現の担い手であった。問題の通りや橋は、旧枢軸諸国の大使館があったところであり、グラーフ・シュペーという第一次大戦期の海軍中将の名を冠したのが一九三三年のことであり、それを第二次大戦後変更できなかっただけに、この改名要求に込められた市民の歴史的責務への思いがうかがえる。

「なぜこの時期に」という著者の自問には、市民運動のリーダーに対するインタヴューや、統一前後から勃興してきた極右・共和党と改名推進勢力との区議会における激しい論争などを通して、一九八九年一月からのドイツの激流をめぐる抗争が、かえってこの改名問題の本質をあぶり

出したことが、掘り起こした事実を紹介する中で、さりげなく語られる。このさりげなきが、こころにくい。

こうして話しは、旧東独の改名問題に移る。旧ソ連・東欧圏の地名変更は、ともすれば体制転換による「東」からの決別の、時にはヒステリックなあらわれと受けとられやすいが、著者の視線はそうではない。地名とは本来「長い間に形成されてきたその地域の文化の一つ」であるから、それを無視した政治家の名を、しかも上から定めたことが問われたのだと見る。そう言えば確かに、旧東独都市ならどこにでもあった「カール・マルクス通り」は、次々と旧名などに改名されたが、たとえばトゥリアーにあるマルクスの生家前の「カール・マルクス通り」を改名しようとする地域の人々の声はない。マルクスはこの町が生んだ誇るべき巨人として、今も市刊行の案内パンフレットに登場しつづけている。

人々が暮らす日常の息づかいの中から政治と憲法を觀察するという著者のこの視線は、統一直後のベルリン・レポートでもゆるがない。あえて生活には不便な東ベルリン側に住み「定点観測」を挑んだ著者は、市民生活のさまざまな風景ににじむ「統一の光と影」をとらえつつ、その視線のまま、司法改革、シュタージ問題、国防軍再編、首

都移転、憲法改正等々といった政治的表層における光と影をも射貫く。

「第二章 ドイツにおける『核』と平和」は、例の電話相手であったH・リッター教授との出会いが機縁で、その後コンタクトをとるようになった旧西独反核運動のレポートである。一九八〇年のクレイフェルト・フォーラム、および八八年の「日独平和フォーラム」と「平和のための裁判官・検察官フォーラム」のことがその中心であるが、周辺に赴くことも忘れてはいない。八〇年代の西独反核運動が、七九年にNATO閣僚理事会が新型戦域核ミサイルを中部ヨーロッパに配備する旨決定したことに端を発し、クレイフェルト・フォーラムが未曾有の反核運動の「最初の一突き」になったことはよく知られている。また再度の高揚の契機が、八六年のチェルノブイリ原発事故であったことも記憶に新しい。著者がそうした節目を的確にレポート素材に選んでいるのは、さすがである。その視線はここでも、そうした運動の現場にうごめく無名人・普通人のそれと重なる。

こうして徐々に「平和」問題にフィールドをしばってきおいて、場面を日本に移す。第三章も第四章も、ともに「平和憲法を考える」を主標題とするが、前者は「原点」

から「湾岸」へ、後者は「国際貢献」と国際協力」との副標題がつけられているように、憲法の平和主義をとりまく様相が大きく変わったかに見える湾岸危機・戦争が、いちおうの境目にされている。だが、著者の見方は、安直な「時代は変わった」論に与しない。著者との共同著作「戦争とたたかう」（一九八七年・日本評論社）であらためて汲みだされた故・久田栄正教授の反戦・護憲への思いや、その久田理論に学んで恵庭事件の被告人として闘い、その闘いを通して今は「比較生化学的発想」で酪農業を営む野崎健美氏との対話などを通して、「生活権としての平和」という憲法の「原点」を注視した上で、人々の「生活」があるかぎり、東西「冷戦」が終わろうと国連が軍事的に「活性化」しようと、この原点はゆらぐはずがない、というのが著者のメッセージなのだろう。「きみはサンダーバードを知っているか」（一九九二年・日本評論社）を編み「ニッポン国際救援隊法案」を提唱して話題を呼んだ、一見軽やかな足どりの著者ではあるが、その底には、こうした「原点」への熱いこだわりがある。

「第五章 平和憲法の『現場』」は、広島に住む著者が、そこから各地の地方紙に寄せた小論と、著者の企画に基づき広島大学の学生が訪れた沖繩の旅の記録を収める。ドイ

ツから始まった「平和憲法のころ」を訪ねる著者の旅は、この終章で、自身の「生活」現場にたどりつく、という構成であろう。

三 見ての通り、旅する著者の赴いた先は、ドイツの各地から北海道・広島・沖縄の各地に及ぶ。もつともこれは、著者が、札幌学院大学から広島大学に職場を移しながらドイツ研究と平和主義研究に取り組んできた副産物ではある。しかし、赴いた先々で貪欲に調べ、自己の研究にとりこんでしまう能力とエネルギーは並大抵ではない。

「まことに(憲)法社会学的ルポルタージュと呼ぶにふさわしい」と述べた。現実の社会の中で生きている、こうした平和憲法の息づかいをヴィヴィッドに伝える仕事は、時代が時代だけに貴重である。同時に、そうした社会的生態をどう法的規律の場面ものとするのかという、いわば理論化の課題はなお残る。この点は、「生ける法」は法かという法社会学の古典的論題に即して言えば、法の同意性の契機と権力性の契機の統一の問題にもつながる。著者が「あとがき」で予告している学術論文集が期待されてならない。

(もり・ひでき 名古屋大学法学部教授)